

女川原子力発電所審査資料	
資料番号	O1-DP-022(改0)
提出年月日	令和2年1月16日

女川原子力発電所

先行プラントの審査会合指摘事項に対する当社回答

令和2年1月16日
東北電力株式会社



目 次

<関西電力 大飯発電所(1／2)>

No.	指摘事項	当社回答
1	廃止措置主任者、代行者の選任方法について説明すること。	資料「女川原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(01-DP-019(改0))」でご説明。
2	<p>運転段階と廃止措置段階の使用済燃料ピット未臨界性の確認方法について説明すること。</p> <p>＜使用済燃料の貯蔵（抜粋）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>第1編（第103条）</u> <ul style="list-style-type: none"> (9) 使用済燃料ピット内の燃料の配置変更を行う場合は、図100に示す未臨界が維持できることをあらかじめ確認している条件に基づき移動することで、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること。 ・<u>第2編（第168条）</u> <ul style="list-style-type: none"> (5) 使用済燃料ピット内で燃料の配置変更を行う場合は、燃料が臨界に達しないことをあらかじめ評価および確認すること。 	<p>当社の使用済燃料貯蔵プールの未臨界性については以下のとおり評価しております。燃料貯蔵において配置管理などの配慮は不要であることから対象外。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転段階では、計算に用いる燃料集合体はその炉心内装荷状態での無限増倍率が新燃料およびいかなる燃焼度の燃料を貯蔵しても十分安全側の評価を得るために1.30で設定したうえで未臨界性評価を確認している。 ・廃止措置段階では、運転中の条件に加え、冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても臨界にならないことを評価している。

目 次

<関西電力 大飯発電所(2/2)>

No.	指摘事項	当社回答
3	<p>第146条(保安に関する職務)に、第158条(電源喪失時等の体制の整備)に記載する項目(内部溢水、火山影響等、重大事故等発生時、大規模損壊発生時)を明示する必要がないか確認すること。</p> <p><安全・防災室長の職務(抜粋)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>第1編(第5条)</u> 内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括 ・<u>第2編(第146条)</u> その他技術安全の総括 	当社は第5条および第205条(保安に関する職務)の記載に差異がなく、先行の職務の記載とは異なることから対象外。
4	第148条(発電安全運営委員会)にて審議する社内標準が第154条(廃止措置管理に関する社内標準の作成)に全て記載されていない理由を説明すること。	本資料P3でご説明
5	<p>保安規定 第5条(保安に関する職務)および第146条(保安に関する職務)の発電室長は、第一発電室長・第二発電室長に書き分けない理由を説明すること。</p> <p><回答(抜粋)></p> <p>第2編の発電室長は、第146条に「第一発電室長は1号炉および2号炉、第二脱電室長は3号炉および4号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務を行う」と規定している。これは、全体として第2編 第153条のように、第一発電室長と第二発電室長で原子炉施設の運転に関する業務を分担している共用設備があり、書き分けることが難しい条文があるため、上記の整理で記載している。</p>	当社は発電管理課長が1~3号炉を統括して管理しており、先行の管理体制とは異なることから対象外。
6	第106条、第173条 液体廃棄物の試料採取箇所が適切か確認すること。	本資料P4~6でご説明
7	第208条(記録)の表208-1に「警報装置から発せられた警報の内容」が記載されていない理由を説明すること。	当社は第321条(記録)に「警報装置から発せられた警報の内容」を記載していることから対象外。

先行プラント指摘事項

第148条(発電安全運営委員会)にて審議する社内標準が第154条(廃止措置管理に関する社内標準の作成)に全て記載されていない理由を説明すること。

回答

- 既認可の保安規定 第7条(原子炉施設保安運営委員会)と第14条(マニュアルの作成)の以下の考え方を踏襲した記載としている。

＜既認可保安規定の考え方＞(第1編の記載も同様)

- 第7条(原子炉施設保安運営委員会) : 原子炉施設保安運営委員会にて審議する必要がある内容の全てを記載
- 第14条(マニュアルの作成) : 保安規定 第3条(品質保証計画)の表3-1に規定する社内文書のうち、発電課長が実施する原子炉施設の運転管理に関する内容のみを記載

＜廃止措置保安規定 第2編の考え方＞

- 第207条(原子炉施設保安運営委員会) : 原子炉施設保安運営委員会にて審議する必要がある内容の全てを記載
- 第214条(マニュアルの作成) : 保安規定 第203条(品質保証計画)の表203-1に規定する社内文書のうち、発電課長が実施する原子炉施設の運転管理に関する内容のみを記載

先行プラントの審査会合指摘事項に対する当社回答 (No.6) (1／3)

先行プラント指摘事項

第106条、第173条 液体廃棄物の試料採取箇所が適切か確認すること。

回答

- 放射性液体廃棄物の管理としては、各放出経路の最終タンクにて試料採取を行う必要がある。採取タンクの号炉間の区分けについては下表のとおりであり、保安規定に記載している試料採取箇所は適切な記載となっている。採取箇所図を 5 ~ 6 に示す。

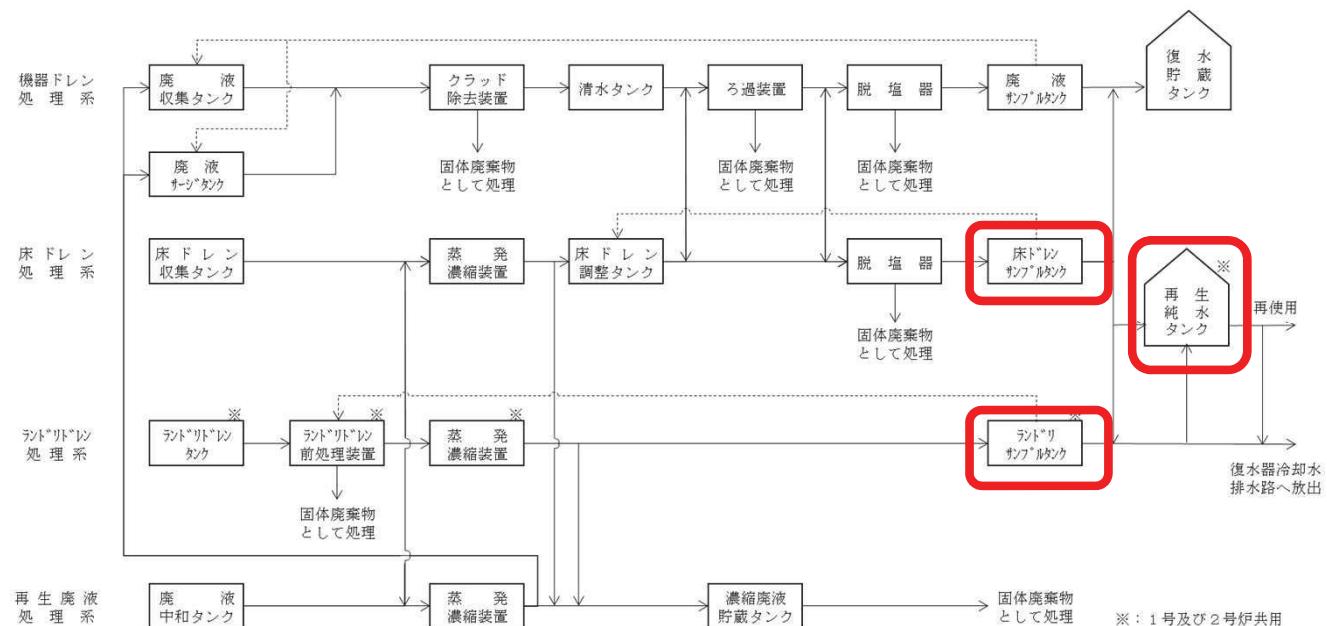
		1号炉 (第289条)	2号炉 (第89条)	3号炉 (第89条)
放射性液体廃棄物の管理 試料採取箇所	サンプルタンク	○	○	○
	サンプル槽	—	—	○
	再生純水タンク	○	○	—
	再生純水槽	—	—	○

○:該当あり —:該当なし

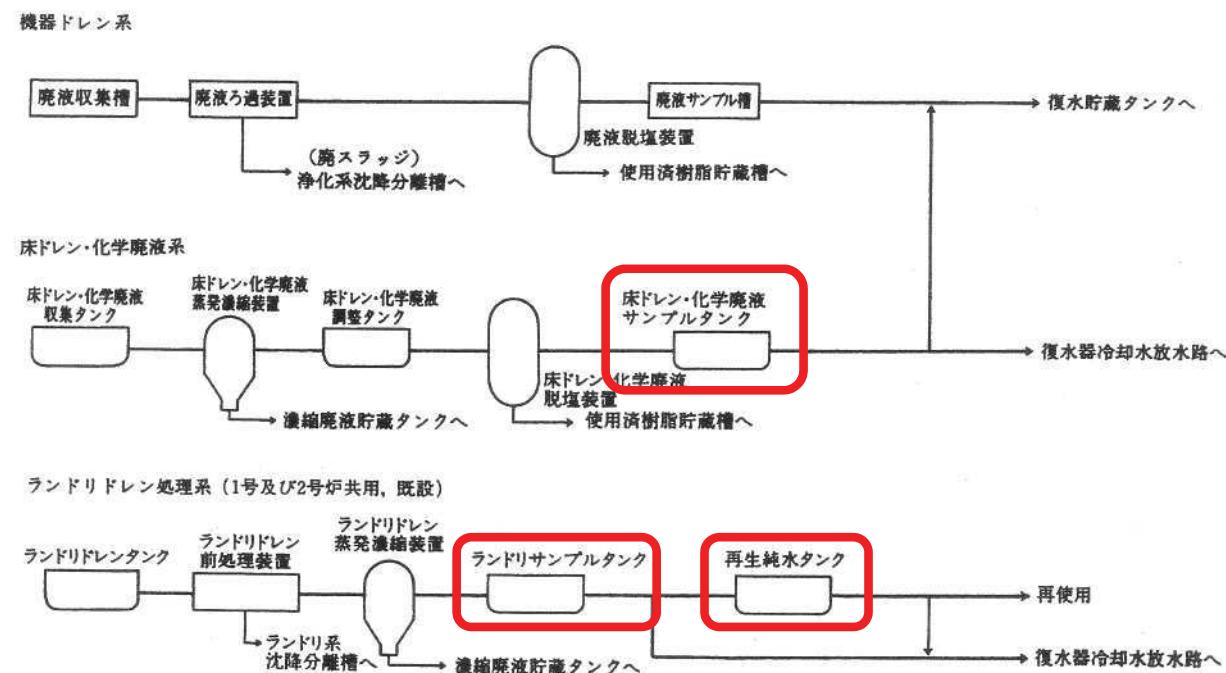
先行プラントの審査会合指摘事項に対する当社回答 (No.6) (2/3)

【試料採取箇所図】

1号炉 廃止措置計画認可 申請書(抜粋)



2号炉 設置変更許可 申請書(抜粋)



先行プラントの審査会合指摘事項に対する当社回答 (No.6) (3/3)

【試料採取箇所図】

3号炉
設置変更許可
申請書(抜粋)

: 採取箇所

